

指定居宅介護支援事業所おひさま重要事項説明書

1 事業所の名称等

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 事業所名 | 指定居宅介護支援事業所おひさま |
| 所在地 | 鹿児島県霧島市国分向花 133 番地 2 |
| 介護保険事業所番号 | 4671201160 (指定年月日：平成 24 年 6 月 1 日) |

2 事業所の目的

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

3 運営の方針

- ① 事業所は、利用者が要介護状態等となった場合その可能な限りに居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行います。
- ② 事業所は、利用者の要介護認定等にかかる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。
また利用者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行います。
- ③ 事業の運営にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ④ 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、医療機関、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤ 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ⑥ 事業所は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはなりません。正当な理由とは、支援の依頼を行っていることが明らかな場合、偽り、その他不正の行為によって保険給付を受けたとき、また受けようとした場合です。

4 居宅介護支援サービス利用

- ①介護保険の被保険者が要介護認定を受け、保険給付による介護サービスの利用を希望する場合、介護サービス計画が必要です。その介護サービス計画にもとづき、サービス提供事業者等と連絡調整を行い、実際にサービス提供を受けます。

これらは本人または家族が行うか、居宅介護支援事業所に依頼することができます。

依頼する事業所が決まったら、市町村に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

- ②事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス計画を作成します。

介護サービス計画作成後は、状態に合わせて随時見直しを行い、常に利用者に対して適切な介護サービスが提供されるよう、きめ細かに対応します。

5 居宅介護支援の申し込みと終了

①サービスの開始

指定居宅介護支援事業所おひさまへ直接お越しいただくか、お電話でお申込みください。
担当職員が対応させていただきます。

②サービスの終了

利用者の都合でサービスを終了する場合、申し出により、いつでも解約することができます。
また、以下の場合は自動的にサービスを終了します。
ア利用者が介護保険施設に入所された場合。
イ介護保険でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合。
ウ利用者が亡くなった場合。

6 職員の職種、員数および職務の内容

① 管理者 1名(常勤兼務職員、同一敷地内における病院の職務と兼務)

管理者は、事業所の管理および業務の管理を一元的に行います。

② 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

7 営業日および営業時間

① 月曜日から土曜日まで。

ただし、祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)、お盆(8月13日～8月15日)は除きます。

② 月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時30分。

土曜日は、午前8時30分から午後12時30分。

8 通常の事業の実施地域

霧島市(旧国分市・旧溝辺町・旧隼人町)とします。

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は中山間地域等に居住する利用者へのサービスを提供する場合として所定単位数の5%を加算し請求します。

9 当事業所のケアプランの提供割合について

①当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

10 事故発生時の対応

① 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、利用者の家族等に連絡を行います。

② 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講

じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 稲毛 良道 |
|-------------|-----------|

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12 秘密保持、個人情報保護

① 事業所の従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

② 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとします。

③ サービスの担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てから行います。

④ 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令、ガイドラインおよび事業所個人情報規程等にもとづき個人情報の保護に努めるものします。

13 サービスの相談・苦情窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情および居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情は、下記窓口までいつでもお申し出ください。

なお、苦情につきましては病院受付近くの苦情受付箱を利用することもできます。

指定居宅介護支援事業所おひさま
鹿児島県霧島市国分向花 133-2
電話番号 (0995)64-0059

| |
|-------------|
| 受付責任者 稲毛 良道 |
|-------------|

上記以外の相談窓口

鹿児島県保健福祉部介護福祉課
鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
電話番号 (099)286-2674

鹿児島県国民健康保険団体連合
鹿児島県鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号
電話番号 (099)213-5122

霧島市役所(保健福祉部・長寿・障害福祉課)
鹿児島県霧島市国分中央 3 丁目 45-1
電話番号 (0995)45-5111

令和 年 月 日

利用者

居宅介護支援契約の締結にあたり、事業所より契約書および本書面にもとづいて重要な事項の説明を受け同意しました。

住 所 ; 霧島市

氏 名

電話番号

利用者代理人(家族等)

利用者(利用者代理人も含む)の居宅介護支援契約の締結にあたり、契約書および本書面にもとづいて重要な事項の説明を受け同意しました。

住 所 ;

氏 名 (続柄 ;)

電 話

事業所

所在地 鹿児島県霧島市国分向花 133 番地 2

名 称 指定居宅介護支援事業所おひさま

管理者 稲毛 良道

説明者 指定居宅介護支援事業所おひさま

オンラインモニタリングについて

他サービス事業者と情報通信機器(LINE や zoom などのビデオチャット・ビデオ通話等)を活用したモニタリング(オンラインモニタリング)を使って連携を取る場合において、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件が設けられています。※下記参照

- ・利用者の同意を得ること。
- ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者 の合意を得ていること。
- ・利用者の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ・少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。

上記の説明を受けオンラインモニタリングを

受ける 受けない

オンラインモニタリングあたり、事業所より契約書および本書面にもとづいて重要な事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所おひさま
管理者 稲毛 良道 殿

利用者

住所 ; 霧島市

氏名

家族代表者

住所 ;

氏名

個人情報利用同意書

私および私の家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1) サービス担当者会議。
- (2) サービス担当者会議以外で介護支援専門員または介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 利用者が介護サービス利用中、急な体調不良やケガ等で医療機関を受診し、医師や看護師等に説明を行う場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) かかりつけの医療機関(説明が必要な場合)
- (3) 急な体調不良やケガ等で受診した場合の医療機関(説明が必要な場合)

3 使用する期間

居宅介護支援サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることがないように細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、会議の参加者、個人情報の内容等、支援経過に記録する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所おひさま

管理者 稲毛 良道 殿

利用者

住所 ; 霧島市

氏名

家族代表者

住所 ;

氏名

同意書

事業所

所在地 鹿児島県霧島市国分向花 133 番地 2

名称 指定居宅介護支援事業所おひさま

管理者 稲毛 良道

説明者 指定居宅介護支援事業所おひさま

1、公正・中立なケアマネジメントの確保

《 契約時の説明 》

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である事を説明致します。また、その事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを利用者・家族に説明を致します。

《 居宅サービス計画作成にあたっての説明 》

介護支援専門員は居宅サービス計画作成にあたっては利用者・家族へ複数の事業所を紹介し、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与等の利用状況について別紙 1 にて、十分な説明を行います。

私は本書面により、居宅介護支援事業所から令和 3 年 4 月から介護保険制度改正について説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所おひさま

利用者

住所 ; 霧島市

氏名

家族代表者

住所 ;

氏名

代筆 続柄 【 】